

玉川大学学則

■第1章 目的及び使命

- 第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、更にキリストの教えに従い、玉川学園建学の理想にかんがみ、「全人教育」をもって教育精神とし、広い教養と深い専門の学術の理論及び応用を教授する。宗教、芸術教育を重んじ魂を醇化し、浄らかな情操を養成し、厳粛な道義心を涵養することをもって人格を陶冶し、併せて人類の幸福と世界の文化の進展に寄与するものとする。
- 2 本大学の各学部についての人材養成等教育研究に係る目的は、別表第1に定める。
- 第2条 本大学は、その教育研究水準の維持向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の自己点検及び評価に関する細目は別にこれを定める。
- 3 本大学の授業及び研究指導の内容・方法の改善を図るため、組織的な研修・研究を実施する目的で、玉川大学FD委員会規程を別に定める。

■第2章 学部・学科

- 第3条 本大学に文学部、農学部、工学部、経営学部、教育学部、芸術学部、リベラルアーツ学部及び通信教育部を置く。
- 2 通信教育部に関しては、別に定める玉川大学通信教育部学則による。
- 第4条 文学部に人間学科及び比較文化学科、農学部には生物資源学科、生物環境システム学科及び生命化学科、工学部に機械情報システム学科、ソフトウェアサイエンス学科及びマネジメントサイエンス学科、経営学部には国際経営学科及び観

光経営学科、教育学部に教育学科及び乳幼児発達学科、芸術学部にはパフォーマンス・アーツ学科、メディア・アーツ学科及びビジュアル・アーツ学科、リベラルアーツ学部にはリベラルアーツ学科を置く。

■第3章 大学院

- 第5条 本大学に大学院を置く。
- 2 大学院に関しては、別に定める玉川大学大学院学則による。

■第4章 学年、学期及び休業日

- 第6条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 学期は学年を2期に分け、それぞれの学期を1セメスターとする。期間については、教授会及び玉川大学部長会（以下「大学部長会」という。）の議を経て学長がこれを定める。
- 3 教育上の必要があるときは、夏季休業、冬季休業及び春季休業の期間に特別学期を設けることができる。
- 第7条 本大学の休業日は、次のとおりとする。
- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 創立記念日
 - (4) 夏季休業日
 - (5) 冬季休業日
 - (6) 春季休業日
- 2 前項第4号から第6号の休業日の期間は、別に定める。
- 3 第1項各号に規定する以外の休業日については、教授会及び大学部長会の議を経て学長がこれを定める。

■第5章 学部学科別定員

- 第8条 本大学の定員は、次のとおりとする。

学部・学科		入学定員		編入学定員(3年次)		收容定員		
文学部	人間学科	210人	80人	20人	10人	880人	340人	
	比較文化学科		130人				10人	540人
農学部	生物資源学科	250人	90人			1,000人	360人	
	生物環境システム学科		60人					240人
	生命化学科		100人					400人
工学部	機械情報システム学科	240人	100人			960人	400人	
	ソフトウェアサイエンス学科		70人					280人
	マネジメントサイエンス学科		70人					280人
経営学部	国際経営学科	220人	130人			880人	520人	
	観光経営学科		90人					360人
教育学部	教育学科	290人	240人			1,160人	960人	
	乳幼児発達学科		50人					200人
芸術学部	パフォーマンス・アーツ学科	270人	120人			1,080人	480人	
	メディア・アーツ学科		70人					280人
	ビジュアル・アーツ学科		80人					320人
リベラルアーツ学部	リベラルアーツ学科	160人	160人			640人	640人	
計		1,640人		20人		6,600人		

■第6章 修業年限及び教育課程

- 第9条 本大学の修業年限は、4年とする。なお、在学年数は、8年を超えることはできない。
- 2 編入学生の修業年限は、3年次編入にあっては2年、2年次編入にあっては3年とし、在学年数はそれぞれ4年、6年を超えることはできない。
- 第10条 授業科目は、コア科目群（全人教育・FYE科目群、言語表現科目群、社会文化科目群、自然科学科目群、総合科目群）、学部学科関連科目群（導入科目、発展科目、専攻科目）に区分し、必修科目及び選択科目に分ける。授業科目名及び単位数は、別表第2-①のとおりとする。
- 第11条 各学部の修業年限の間に履修しなければならない授業科目及び単位数については、次のとおりとする。なお、細部については学生要覧による。
- (1) コア科目群（全人教育・FYE科目群）より10単位
- (2) コア科目群（言語表現科目群、社会文化科目群、自然科学科目群、総合科目群）より24単位
- (3) 学部学科関連科目群（導入科目、発展科目、専攻科目）については、各学部学科の履修規定による。
- 2 教育上特に必要と認めるときは、本大学大学院及び専攻科の授業科目を履修させることができる。
- 3 教育職員免許状の授与を受けようとする学生は、教育職員免許法に基づき、同法第4条に定める免許状の種類に応じて、教育職員免許法施行規則に規定するそれぞれの教科目及び単位数を修得しなければならない。
- 4 本大学で修得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表第3-①のとおりとする。
- 5 児童福祉法第18条の6による保育士の資格を得ようとする学生は児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に規定する教科目及び単位数を修得しなければならない。
- 6 学校図書館法に基づく司書教諭、図書館法に基づく司書、社会教育法に基づく社会教育主事又は博物館法に基づく学芸員の資格を得ようとする者はそれぞれの法令に規定する教科目及び単位数を修得しなければならない。
- 7 食品衛生法第48条第6項第3号に基づく食品衛生管理者、同法施行令第9条第1項第1号に基づく食品衛生監視員の資格を得ようとする者はそれぞれの法令に規定する教科目及び単位数を修得しなければならない。
- 8 電波法第41条第2項第3号に基づく第一級陸上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士の資格（国家試験受験免除）を得ようとする者は、無線従事者規則第7条により、同規則第30条に規定する教科目を修得しなければならない。
- 9 電気通信事業法第46条第3項第2号に基づく電気通信主任技術者、同法第72条第2項に基づく工事担任者の資格（国家試験受験科目一部免除）を得ようとする者は、それぞれ電気通信主任技術者規則、工事担任者規則に規定する教科目及び単位数を修得しなければならない。
- 第12条 授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 第13条 各授業科目の単位数は、各学部教授会において定めるものとする。
- 2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

■第7章 単位の授与、卒業の要件及び学士

- 第14条 授業科目の単位の認定は、試験による。
- 2 試験の種類は次の通りとし、その種類に応じて行う。
- (1) 平常試験は、必要に応じ適宜行う。
- (2) 定期試験は、学期末の定期試験期間内に行う。
- (3) 追試験は、やむを得ない理由により定期試験を受けることのできなかった者のためにのみ追試験期間内に行う。
- 3 試験の方法は、筆記、口述、レポート又は実技によるものとする。
- 4 試験の成績の評点は、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、F（59～50点）の5種とし、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。また、授業科目によってはP（60点以上）を合格、F（59点以下）を不合格とすることができる。
- 5 定期試験は、別に定める本大学試験規程によって実施する。
- 第15条 前条の試験に合格した学生には、第13条所定の授業科目の単位を与える。
- 第16条 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学とあらかじめ協議の上、当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項により履修した授業科目の単位は、60単位を超えない範囲で本大学において履修修得した単位として認定することができる。
- 第17条 本大学が教育上有益であると認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることの出来る単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 第18条 学生が本学入学前に大学又は短期大学において修得した単位（既修得単位）について本大学が教育上有益と認めるときは、本大学において履修修得した単位として認定することができる。ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行わない。
- 2 前項による単位の認定は、第16条、第27条第4項による単位認定と合わせて60単位を超えない範囲で行うもの

とする。

- 3 前2項に定める単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

- 第19条 卒業の要件は、4年以上在学し、第11条第1項各号に定める単位を含め、124単位以上を修得することとする。
- 2 前項の単位には、第11条第2項の修得単位を含めることはできない。
 - 3 卒業の決定は、前項の要件を満たした学生に対し、教授会の議を経て学長がこれを行う。
 - 4 前項により卒業が決定した者には、玉川大学学位規程に基づき、卒業した学部に応じ学士の学位を授与し「学位記」を交付する。

■第8章 入学、転部、編入学、転学、留学、休学、復学、退学、除籍及び再入学

第20条 入学の時期は、学期の始めとする。

第21条 本大学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者を含む。）

第22条 本大学に入学を志願する者は、入学志願書、出身高等学校又は中等教育学校の調査書、その他、入学試験実施要項で指定する関係書類に、別表第4-①に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。ただし、出身高等学校又は中等教育学校の調査書については、該当する入学資格により、入学試験実施要項で指定する他の証明書等の提出をもって代えることができる。

第23条 入学を許可された者は、本大学所定の様式に従って、保証人と連署の誓約書を提出しなければならない。

第24条 保証人は、親権者又は学生の3親等以内の成年者で、独立の生計を営む者又はこれにかわるべき者とする。

- 2 保証人は、学生の生活と教育に関する一切の責任を負うものとする。

第25条 本大学の学生が他の学部へ転部を志望するときは、転部願を差し出して許可を受けるものとし、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

第26条 他の大学等に在学した者で、次の各号の一に該当する者が本大学に編入学を希望するときは、選考の上入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者

(4) 高等専門学校を卒業した者

2 本大学に編入学を志願する者は、編入学志願書、卒業（修了）証明書または卒業（修了）見込証明書、成績証明書、その他編入学試験実施要項で指定する関係書類に、別表第4-①に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

3 編入学前の既修得単位の認定、編入学年及び入学後の履修科目については、各学部教授会において決定する。

4 編入学生の授業料等は別表第4-①（ただし、入学金を除く）にかかわらず、編入学科の編入学年と同学年の入学時の授業料等を適用する。ただし、玉川学園女子短期大学及び本大学からの編入学生は入学金を徴収しない。

5 本大学から他の大学等へ編入学又は転学を志望する学生は、転学願等を差し出して許可を受けるものとする。

第27条 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学へ留学することを認めることがある。

2 前項による留学期間は、原則として1年以内とする。

3 留学期間は、在学年数に算入する。

4 留学によって修得した単位は、教授会の議を経て、第16条第2項に準じ認定することができる。

5 留学期間中の授業料等については、別表第4-①に定める。

6 留学に関する事項は別に定める。

第28条 疾病その他の理由によって2カ月以上修学のできない学生は、保証人連署の上願い出で、許可を得た上で休学することができる。

2 休学期間は、当該年度限りとする。ただし、疾病等やむを得ないと認められる場合には、願い出により翌年度に延長を許可することができる。

3 休学期間は、卒業に所要の在学年数には算入しない。ただし、休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学期間中の授業料等については、別表第4-①にかかわらず当該年次の授業料、教育研究諸料及び施設設備金の2分の1相当額とする。

第29条 休学の理由がやんだときは、その旨を復学願に記し、保証人連署の上願い出で、許可を得て復学することができる。

第30条 疾病その他の理由によって退学しようとする者は、保証人連署の上願い出で、許可を得た上で退学することができる。

第31条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 第9条に規定する在学年数を経て、なお所定の課程を修了できない者

(2) 学費の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者

(3) 第28条第3項に規定する休学期間の満了日に達しても、なお就学できない者

(4) 休学期間の延長又は復学の手続きを怠った者

(5) 死亡または行方不明者

第32条 本大学を途中で退学した者（依願退学者）又は除籍者（授業料等未納による除籍者）が再入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 再入学に関する規程は別にこれを定める。

第33条 本大学の学生は、同時に学校教育法による他の学校に在学することはできない。

第34条 入学、転部、編入学、転学、留学、休学、復学、退学、除籍及び再入学の許可並びに承認は教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

■第9章 賞罰

第35条 本大学学生で、品行方正、學術優秀な者、また学生の模範となるべき行いをした者は、教授会の議を経て、これを賞することができる。

- 2 前項に定める学生表彰に関する事項は、玉川大学学生表彰規程による。

第36条 本大学学則に違背し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、別に定める玉川大学学生処分規程によって懲戒する。懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

- 2 停学は、確定期限を付す有期の停学及び確定期限を付さない無期の停学とする。
- 3 停学の期間が1か月以上にわたるときは、その期間は、第9条の期間に算入し、第19条の卒業の要件として在学すべき期間に算入しない。

第37条 次の各号の一に該当する学生は、教授会の議を経て、これを退学に処することができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
- (4) 本大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

■第10章 授業料、入学金、奨学金その他

第38条 本大学の授業料・教育研究諸料・施設設備金及び入学金（以下「授業料等」という。）、入学検定料は、別表第4-①のとおりとする。

- 2 既に納入した授業料等は、原則としてこれを返還しない。
- 3 所定の期日までに、正当な理由がなく、授業料等を納入しない学生は除籍することができる。

第39条 本大学学生で成績優秀な者、成績優秀かつ経済的に修学が困難な者があるときは、選考の上、奨学金を給付することができる。

- 2 奨学金に関する事項は、玉川大学奨学金規程による。

■第11章 教職員組織

第40条 本大学に次の教職員を置く。

学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手、事務職員、技術職員及びその他の教職員。

■第12章 大学部長会及び教授会

第41条 本大学に、教育及び研究の施策に関する最高の決議機関として大学部長会を置く。

- 2 大学部長会は、学長がこれを招集開会して次の事項を審議する。

- (1) 教育、研究及びこれに関連する人事に関する基本方針等、その運営における全学的な事項
- (2) 教授会の審議に関する基本的共通的な事項
- (3) 各種委員会に関する事項
- (4) 本大学学則、その他関係規程等の制定・改廃及び運用に関する事項
- (5) 学長の諮問に関する事項
- (6) その他本大学の運営に属する必要と認められる重要な事項

- 3 大学部長会の運営については、別に定める玉川大学部長会規程による。

第42条 各学部それぞれ教授会を置く。

2 教授会は、その学部の専任教授をもって組織する。

3 教授会は審議事項について必要があるとき、准教授、助教、講師及びその他必要な教職員を出席させることができる。

4 教授会は、定例に学部長がこれを招集する。ただし、学長が必要と認めるときは、これを招集することができる。

5 教授会は、当該学部の次の事項を審議する。ただし、学長が必要と認めるときは、学科等ごとに審議することができる。その運営については、玉川大学教授会等運営規程による。

- (1) 教育課程と教育に関する事項
- (2) 研究に関する事項
- (3) 学生の入学、転部、編入学、留学、休学、復学、退学、除籍、再入学、卒業及び試験に関する事項
- (4) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (5) 学則に関する事項
- (6) 学長から諮問された事項
- (7) その他必要と認められた事項

6 教授会の運営については、玉川大学教授会等運営規程による。

第43条 学長が必要と認めるときは、又は教授会から特に要求があったときは、学長は全学教授会を招集することができる。

2 全学教授会は全学の専任教授をもって組織する。

3 全学教授会は審議事項について必要があるとき、准教授、助教、講師及びその他必要な教職員を出席させることができる。

4 全学教授会は、学長が特に必要と認められた本大学の重要事項を審議する。

第44条 学長が必要と認めるとき、部長会の議を経て各種委員会等を組織し、それぞれの専門分野について審議研究し、その運営を図ることができる。なお、細部については、玉川大学教授会等運営規程による。

■第13章 専攻科

第45条 本大学に次の専攻科及び専攻を置く。

芸術専攻科 芸術専攻

2 専攻科は玉川大学の建学の精神に則り、学部・学科の教育の基礎の上に、精深な専門の理論及び応用の研究指導を行い、専門的技能者を養成し、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

第46条 専攻科の定員は次のとおりとする。

芸術専攻科 芸術専攻 10人

第47条 専攻科の修業年限は、1年とする。ただし、在学年数は2年を超えることはできない。

第48条 専攻科の授業科目及び履修方法は、別表第2-②のとおりとする。

2 教育職員免許状の授与を受けようとする者は、その免許状の種類・教科に応じて、教育職員免許法に定められた単位を修得しなければならない。

3 専攻科で修得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表第3-②のとおりとする。

第49条 専攻科修了の要件は、本専攻科に1年以上在学し、前項第48条の規定に基づいて授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

2 前項の要件を満たした者には、修了証書を授与する。

第50条 本専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の入学試験に合格した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者で、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本学において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

3 入学の時期は、毎年 4 月とする。

第51条 本専攻科の授業料、教育研究諸料、施設設備金及び入学金、入学検定料は、別表第 4-②のとおりとする。

第52条 専攻科の学事を運営するために、専攻科教授会を置く。

2 専攻科教授会は、次の教員をもって組織する。

- (1) 専攻科主任
- (2) 当該学部長
- (3) 専攻科担当教授及び准教授

3 専攻科教授会は審議事項について必要があるとき、助教、講師及びその他必要な教職員を出席させることができる。

4 専攻科教授会は、第 4 2 条第 5 項の教授会の審議事項について、専攻科に係る事項について審議する。

第53条 専攻科に関して本章に定める以外のことについては、本大学学則の各条項による。

■第14章 図書館、教育博物館、学術研究所、脳科学研究所、継続学習センター、学士課程教育センター、教職センター、国際教育センター、試験場、農場・演習林、工場その他附属施設に関する事項

第54条 本大学に玉川大学図書館を置く。

2 本大学の教職員及び学生は、別に定める図書館規程に従って図書を閲覧することができる。

第55条 本大学に教育博物館を置く。

2 教育博物館に関する規程は、別にこれを定める。

第56条 本大学に学術研究所を置く。

2 学術研究所に関する規程は、別にこれを定める。

第57条 本大学に脳科学研究所を置く。

2 脳科学研究所に関する規程は、別にこれを定める。

第58条 本大学に継続学習センターを置く。

2 継続学習センターに関する規程は、別にこれを定める。

第59条 本大学に学士課程教育センターを置く。

2 学士課程教育センターに関する規程は、別にこれを定める。

第60条 本大学に教職センターを置く。

2 教職センターに関する規程は、別にこれを定める。

第61条 本大学に国際教育センターを置く。

2 国際教育センターに関する規程は、別にこれを定める。

第62条 本大学に試験場、農場・演習林及び工場を置く。

2 試験場、農場・演習林及び工場に関する規程は、別にこれを定める。

■第15章 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人学生に関する事項

第63条 政府又は他の機関から委託された者は、定員にさしつかえがなければ、受講を許可することがある。

第64条 本大学で開講する授業科目のうち、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生又は聴講生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生として履修した授業科目の単位の授与については、第 14 条を準用する。ただし、第 21 条に掲げる資格を有する者に限る。

第65条 本大学で特定の課題について研究をすすめようと希望する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として在籍を許可することができる。ただし、玉川大学大学院学則第 19 条に掲げる資格を有する者に限る。

第66条 委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生には、第 19 条を適用しない。

第67条 委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生は、科目等履修料、聴講料又は在籍料を納付しなければならない。

2 科目等履修料及び聴講料は、1 単位につき講義科目 26,000 円、演習・実験・実習・実技科目等 28,000 円とする。

3 在籍料及び選考料については、別に定める。

第68条 外国人で本大学に入学を希望する者があるときは、在日本外国公館の証明書がある者に限り、外国人学生として特別に入学を許可することがある。

第69条 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人学生に関しては、本大学学則を準用する。

■第16章 公開講座

第70条 本大学は、時期によって公開講座を開くことができる。

2 公開講座に関する規程は、別にこれを定める。

■第17章 診療所（健康院）

第71条 本大学に診療所（健康院）を置く。

2 診療所（健康院）に関する規程は、別に定める。

附 則（省略）

別表第 2-①、別表第 2-②、別表第 3-①、別表第 3-②、別表第 4-①、別表第 4-②（省略）

文学部

文学部は、学部創設以来、全人教育の理念のもと、地球市民として社会に貢献できる広い視野と柔軟な対応力を備えた人材育成を目指している。そのため、豊かな表現力、論理的思考力、コミュニケーション能力という社会人としての基礎力を養成するための学科構成およびカリキュラム編成を行っている。

人間学科は、現代社会が求める多彩な能力や広い視野を育成するために、「教育の分野」、「心理の分野」、「哲学の分野」、「倫理・道徳の分野」、「宗教の分野」という五分野横断型のカリキュラムを用意している。導入期における「人間学基礎ゼミ」を中心に人間について幅広く学ぶ段階から人間学演習（ゼミナール）を柱にした専門を極める段階へと発展的に学修を進め、人間を多面的に理解することができ、多様な社会でリーダーシップを発揮することのできる人材を養成する。

比較文化学科は、「文化」を多様な観点から研究し、広い視野にたち、異文化と自文化を関係付け、豊かな言語力と表現力を駆使して現代社会で柔軟に生きていくことのできる人材育成を目指している。そのために、「多文化コミュニケーション」、「国際交流」、「ヒューマン・サービス」、「地域研究」、「言語文化教育」という五領域を総合的に学修するシステムを用意している。文化を広く学ぶ導入の段階から比較文化セミナーを中心に文化を深く学ぶ段階へと発展させ、知識と行動力をもって多文化社会に貢献できる人材養成を行う。

農学部

農学部は、より広い視野で農学を捉え、「資源・環境・生命」の3点を柱として生物資源学科、生物環境システム学科、生命化学科の3学科を設置する。教育・研究は、全人教育の伝統を活かし、実物教育、総合的・学際的視点、国際性、倫理観の4つの視点を重視する。これらを通じ、科学の基本である「何故？」という鋭い視点をもつ人材、問題を発見・解決する意欲と実行力のある人材の養成を目的とする。また、理科教員養成を目指す学科横断的のコースを設けている。

生物資源学科は、人類と環境の共存のために科学技術を正しく使える人材の養成を目指し、あらゆる生物を「資源」として捉え、有用形質・機能の開発に関する理論と技術を習得する。これらの生物機能を理解し、生物生産の効率化、未利用資源や生物の新機能の開発に関わる教育・研究を展開する。

生物環境システム学科は、持続的循環型社会の形成に貢献することを目指し、環境保全、生物の尊さを理解した人材、創造性・主体性・国際性を兼ね備えた人間性豊かな人材の養成を行う。最大の特色は、カナダおよび国内の各施設を利用した独自カリキュラムにあり、生物と地球環境とのつながりを理解する。

生命化学科は、人類の生存と福祉に関わる諸問題を発見・理解し、これを解決していくことのできる人材養成を目指す。教育・研究の特徴は、生命を原子・分子から地球規模まで「化学」の視点で捉えることにあり、このために、基盤から基幹へ、さらに専攻へと発展させる体系的な教育プログラムを設けている。

工学部

工学部では全人教育の下、人間力を備えたモノづくりの実践的技術者を育成することをミッションとしている。教育研究に取り組む学部の基本的なスタンスとして、技術者は、技術の進歩を追求する技術者である前に、人間であることを希求すること、失敗を恐れず人生の開拓者として絶えず夢に挑戦する技術者であること、現状の正しい認識の上に、常に将来を見据えた前向きな姿勢で迅速な改革に取り組むこと、を前提に実技教育、労作教育を展開する。また自然尊重、地球環境に留意し環境教育を実践する。その結果、社会人として十分な品格を持った人間性豊かで、コミュニケーション力、問題発見・解決能力を備え、環境にも配慮した新たな価値を創造できる技術者の育成に努める。

機械情報システム学科は、ますます複合化・統合化している近年の工業技術の発展の中で、社会の基幹技術である機械・電子・情報のオールラウンドな素養をもつ技術者が要求されている。さらに技術者は、専門能力に加え、リテラシーすなわちコミュニケーション力やITスキルのような一般の素養は基より産業と技術の歴史、資源・エネルギー・環境問題、技術分野固有の倫理についての素養も身に付けることが求められる。本学科では、数学・物理・コンピュータ等の基礎教育を徹底的に行うと共に、4つの専門領域「機械システム」「環境エネルギー」「ロボティクス」「電子情報」を柱に、学生自身の関心や大学卒業後のキャリアデザインに基づいて、専門分野を体系的に学ばせる。本学科は、工学分野の幅広い基幹技術の基礎を修得した上で、豊かなアイデアを創出し、それを具現化する能力を持つ人材の育成を目標とする。

ソフトウェアサイエンス学科は、コンピュータやネットワークは、現代社会のインフラストラクチャーとして、生活に不可欠のものとなってきており、これを支えるソフトウェア技術の重要性は高まる一方である。社

会のインフラストラクチャーである銀行や証券、物流、交通システム、通信、製造現場の自動化など、いずれもソフトウェア技術が、その業態の在り方そのものを根底から変革する原動力になっている。身近な携帯電話、ゲーム機、デジカメ、ビデオ、家電製品、自動車なども、ソフトウェア技術によって大変革をとげている。また、これらの技術は、人々の生活とより深くかかわるようになったため、文化や生活習慣、国際化などにも大きな影響を与えるようになってきた。従って、これらが人間に与える影響を科学的理解に立って考察し、真に役立つ健全な技術として育てていくことが強く求められている。本ソフトウェアサイエンス学科の教育目標は、ソフトウェア技術およびこれによって実現している上述のさまざまな技術を、総合的に修得し、健全な技術として発展させられる見識を持った全人的技術者を育成することにある。

マネジメントサイエンス学科は、教育目標として科学的なアプローチを中心に激変する企業経営に対応できる人材育成を目指している。さらに実践的な経営者・技術者として必要な倫理観を備えた人材の育成、問題発見能力、問題解決能力、評価能力を備える人材の育成を目指している。また社会が求める新たな価値創造のできる実践的な経営者・管理者・技術者の知識が獲得できるように教育プロセスの改善を教員が推進する。これらの目標のために、将来のビジョンをもち、それを具現化できる能力、企業のマネジメントに参画できる能力、プレゼンテーション能力、仕事に必要な学習を自主的に行い遂行する能力、自分の考えを正確に伝えるコミュニケーション能力（論理的な記述力・討議力など）がつくように学ぶとともに、社会人としての品格（知識・教養・感性・判断力等）、自然尊重・地球環境に留意した環境配慮活動が実践できる人材の育成を目指している。したがって、本学科では、上記の教育理念に基づき、工学専門科目だけでなく他分野の専門科目の学習を推奨する教育システムを構築している。さらに卒業条件に本学科の意図とする人材育成の目的を効果的に達成できるように配慮している。

経営学部

経営学部は、教育研究上の目的として、全人教育の理念のもとに人づくりを進めてきた本学ならではの経営学部にふさわしい教育を実践することとし、単なる経営知識を身につけたビジネスリーダーではなく、人格教育に裏打ちされたビジネスリーダーの育成、起業家の養成、現経営者の子弟の養成に努める。21世紀の国際社会に、企業人・職業人としての責務を果たせるビジネスリーダーとして、日本と世界を舞台に存分に活躍できるよう、知識と経験を着実に身につけさせ、本学部の社会的使命を果たす。

国際経営学科は、全人教育の伝統と定評ある英語教育に基礎をおき、それらをビジネスの専門教育に結びつけることにより、新しいグローバルな時代に対応できる人材の養成を目指している。そこでは、不断に創造的な価値を生み続けることができる高度な専門性や技術力、ならびに専門職業人にふさわしい内面的に規律された強い精神性を育成する。とくに、グローバルなビジネスに対応できる国際感覚豊かなマインドを育み、それをマネジメント、マーケティング、アカウンティングという3つの領域を軸に、企業診断能力やマネジメント能力に確実に結びつける教育を実践する。

観光経営学科は、地域経済・世界経済の活性化、新しいホスピタリティの提供、社会のコミュニケーションの円滑化、国際関係、環境問題の改善に資する人材を、観光に焦点を当て教育する。これにより学生達は、観光行政などツーリズム、旅行や運輸など観光産業、観光による地域振興のそれぞれについてのマネジメント理論、ノウハウを習得する。

なお、国際経営学科では、中学校教諭免許状（1種、英語）、高等学校教諭免許状（1種、英語、商業）、観光経営学科では、中学校教諭免許状（1種、英語）、高等学校教諭免許状（1種、英語）が取得でき、また、中小企業診断士、総合・国内旅行業務取扱管理者、観光英語検定等々の資格取得に向けての準備科目を用意して、学生の資格取得を支援する態勢を整えている。

教育学部

教育学部は、文学部教育学科時代を含む約60年におよぶ歴史を通し、単に幼児教育、初等教育、中等教育の学校教育の分野のみならず、広く社会教育の分野でも活躍する多くの人材を輩出し、その活躍によって社会から「教育の玉川」という高い評価を受けてきた。現在教育学部は、教育学科と乳幼児発達学科の2学科から構成され、0歳から18歳までの教育、保育をすべてカバーする「教育・保育の総合学部」として、学校教育、生涯教育、社会教育はもちろん、ヒューマンサービスの分野で活躍できる人材の養成を目指している。

教育学科は、学校教育界における指導者（幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭＜社会、保健体育＞、高等学校教諭＜公民、保健体育＞）のほか、豊かな精神生活を支える新しい文化生活のコーディネーター、キャリアアカウンセラー（図書館司書、社会教育主事、学芸員等）として活躍できる人材の養成を目指している。

乳幼児発達学科は、幼稚園教諭や保育士のほか、社会的ニーズが増大している子育てコーディネーターとして、幅広い分野で活躍できる人材の養成を目指している。

芸術学部

芸術学部は、本学創立の理念である全人教育のもと、全人的な陶冶を基本理念として、総合大学における芸術学部の特色を堅持した芸術教育を目指している。芸術創造、芸術応用、芸術企画・経営、芸術研究の各学習領域を学びの指針として、幅広い教養を基盤に、高度な専門的知識と実技（技術）の習得を図る。また理論的・実践的側面を統合的に学習することを通して、芸術の持つ多様多彩な表現の可能性と芸術活動の支援的側面を探求し、芸術による社会貢献を推進し得る人材の育成、および玉川大学の教員養成の実績を背景に、創造性豊かな実践的指導力を備えた、中・高教員（音楽・美術・工芸）の養成を目的とする。

パフォーマンス・アーツ学科は、音楽・演劇・舞踊分野の基礎から上級までの実技教育システムが確立されている。特に学科の中心科目「パフォーマンス」では、劇場等との提携公演をメインに、企画構想から演奏会・舞台公演にいたる学習過程の中で、自己と表現、他者との協調性を学び、コミュニケーション能力と総合的な実践能力の養成を目的としている。

メディア・アーツ学科は、先端のデジタル技術によるコンピュータ音楽系とメディア造形系の2領域を中心に、デジタルとアナログの一体化した学習システムを構築している。また学科の中心科目「メディア・プロジェクト」では、テレビ局と教育連携し、コンテンツ制作・企画・運営を実践的に教育し、現代のメディア社会の中で幅広く活躍し得る人材育成を目指している。

ビジュアル・アーツ学科は、絵画・彫刻・デザイン・工芸分野の基礎から上級にいたるまでの実技教育システムが確立されている。学科の中心科目「エキジビション」や公共美術館・博物館との教育連携企画においては、構想から制作・発表に至る過程を学び、伝統と革新、制作と運営、理論と実践などを融合させる芸術の応用能力を備えた人材を育成する。

リベラルアーツ学部

リベラルアーツ学部における教育課程編成の基本方針は、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養する」ための教育を推進し、将来のキャリア形成を意識しながら、「学際的教養教育」かつ「知の基盤」の充実を計ることにある。さらに、価値観の多様化・複雑化した現代社会では、時代の変化に柔軟に対応しつつ、調和の取れたコミュニケーション能力のある人材が求められており、その実現に向けて、実験・実習・調査・フィールドワークなどの体験型学習を積極的に取り入れ、地域や企業との連携を計り、社会的経験を積みながら「コミュニティの知的リーダー」となる人材の育成を目指している。具体的には、次のような学生像を掲げる。

- (1) 広い視野、判断力、考え抜く問題解決能力があり、積極的かつ協力して社会に関わっていけるコミュニティのリーダーになれる人。
- (2) 基礎基本を土台に専門性を身につけ、様々なプロジェクトを実践・推進できる人。
- (3) 英語・日本語・デジタルコミュニケーション力があり、わが国の文化を様々なかたちで世界に発信できることのできる人。
- (4) 生涯教育を可能にする「ラーニング・コミュニティ」を意識し、生涯にわたり学び続ける気持ちを持ち、社会にその知識を還元・推進できる人。

そこで4年間を3期、導入期・発展期・専攻期と位置づけ、それぞれの目標である構想力・実践力・推進力の育成をカリキュラムにおいて実現させる。導入期では日本語・英語のコミュニケーション力・情報処理スキル、プレゼンテーションスキルなどの育成に力点を置き、発展期では専門的研究の入門・演習科目を多様に開講し、実験・実習など様々な学びのスタイルを通して自らの課題に取り組んでいる。専攻期ではプロジェクトセミナーで研究方法を培い、問題の発見、課題の解決、思考力を専攻科目の履修を通して養い、その成果を地域に資すために発表、提供できる教育課程の編成としている。

別表第2-①、別表第2-②、別表第3-①、別表第3-②、別表第4-①、別表第4-②（省略）